

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和 6 年 6 月 1 2 日

（名称）山陽小野田市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

山陽小野田市では、鉄道や路線バス、コミュニティバス等が運行されており、地域住民の日常生活における移動手段の確保を図っているが、高齢化の進展や合併に伴う生活圏域の広域化等により市民の移動ニーズは多様化しており、こうしたニーズに対応した効率的、効果的な公共交通サービスの構築が急務となっている。

【厚狭北部地域】

厚狭北部地域においては、マイカーの普及や人口減等に伴う利用者の減少を受けて民間事業者による路線バスが運行廃止となり、市が主体となって民間委託による「厚狭北部便（コミュニティバス）」の運行を開始したが、利便性が低く、利用者は減少傾向にあった。一方、高齢化等によりマイカーを利用できず、日常生活における移動に支障をきたす高齢者は増加することが予想され、地域に適した効果的・効率的な移動サービスの提供が課題となっていた。

このような中、本市では、平成 25 年 2 月に公募に応募した市民 18 名からなる山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を立ち上げ、市の公共交通不便地域における市民の公共交通手段について協議を重ねたほか、平成 26 年 3 月に交通事業者や住民の代表、行政関係者等で組織する「山陽小野田市地域公共交通会議」を発足させ、厚狭北部地域にとって望ましい公共交通のあり方について検討を行い、地域内フィーダー路線として、当該地域でデマンド型乗合タクシーの運行を開始することとした。

（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線 / 湯の峠・陽光台・山川線）

平成 27 年 1 月より地域公共交通確保維持事業費補助金を活用し、高齢者や児童・生徒など、マイカーを自由に利用できない地域住民の通院・通学・買い物等を中心とした生活を維持するため、松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線及び湯の峠・陽光台・山川線の 2 路線のデマンド型乗合タクシーを運行している。松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線は、主に朝夕の通勤・通学時間帯以外の交通空白時間帯に対応するため、湯の峠・陽光台・山川線は、主にバス路線から離れた交通空白地帯に対応するため運行している。

広域的な移動を含め、円滑な日常生活の実現には、地域の周辺部から幹線に繋がる結節点までの地域内フィーダー路線を確保していくことが不可欠であり、運行開始以降、適宜運行方法の見直しを行い、利便性向上を図っていくこととしている。

○平成 31 年 1 月から 11 自治会（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線：4 自治会、湯の峠・陽光台・山川線：7 自治会）を新たに対象地域として追加

○令和元年 10 月から運行便数を 6 便から 8 便（各路線 3 便から 4 便）へ増便

○令和 5 年 10 月から 1 自治会（松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線）を新たに対象地域として追加

【高泊地域】

高泊地区においては、コミュニティバス「高畑・高泊循環線」が運行していたが、1 日当たりの乗車人数が少なく、経路の見直し等の必要となっていた。しかしながら、当該地区は

道路幅が狭く、現状より広範にバス路線を拡大することが困難であった。

そのため、地元住民の意見やニーズを十分に反映するとともに、道路環境等の実情も踏まえた、地域にとって最も効果的な交通手段を検討・導入するため、令和３年度、専門的な知識と豊富な経験を有するコンサルタント会社に業務委託を行い、３回に及ぶ地域住民との意見交換会の開催等を経て、新たなデマンド型乗合タクシーの運行計画を策定し、令和４年１０月から実証運行を開始した。令和５年１０月からは本格運行に移行した。

（高泊線）

主に、高泊地区に居住するマイカーを自由に利用できない方の日常生活（買い物、通院等）での移動を支援するため、令和４年１０月からデマンド型乗合タクシーを運行し、「高畑・高泊循環線」が対応しきれなかった周辺地区（西の郷、上の郷、青葉台等）のカバーや、アクセスが困難であった目的地（国道１９０号沿線の商業施設、医療機関等）への移動手段確保を図る。なお、令和４年１０月～令和５年９月までの一年間の実証運行とし、課題やニーズを把握し、本格運行に反映することとした。本格運行後も、適宜、利用者アンケート等により課題やニーズを把握し、運行方法等の見直しを行い、利用者の利便性向上を図っていくこととする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【厚狭北部地域】

1日あたりの利用者数を19人以上とする。

[利用者数（目標）]

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	昨年度実績
全体	19人以上	22人以上	25人以上	16.8人
殿様号	5人以上	6人以上	7人以上	4.6人
姫様号	14人以上	16人以上	18人以上	12.3人

令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の1日あたりの利用人数（両路線計）は、コロナ禍による外出自粛の影響が長期化するとともに、利用頻度の高い高齢者が死亡や施設入所したこと等により、目標値（20人以上）を下回る16.8人（殿様号4.6人、姫様号12.3人）であった。

地元自治会等と連携した効果的な周知活動を行うことにより、今後3か年でコロナ禍前（令和元年度）の水準まで回復させることを目標に、令和7年度以降の目標値を設定する。

【高泊地域】

1日あたりの利用者数を6人以上とする。

[利用者数（目標）]

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	昨年度実績
とまり号	6人以上	7人以上	8人以上	5.5人

令和4年10月から実証運行を開始し、令和5年9月までの1日あたりの利用人数は5.5人（目標16人以上）となっている。令和5年10月以降の本格運行において、地元自治会や運行事業者との連携を一層深めて着実に利用促進を図ることとし、令和7年度以降の目標を設定する。

(2) 事業の効果

- ・高齢者や児童など、マイカーを自由に利用できない住民の日常生活（通院や買物等）における移動手段が確保できる。
- ・結節点をJR厚狭駅やJR小野田駅、山陽小野田市役所とすることで、鉄道や広域路線バス、地域間幹線系統バスとの接続により、市街地などへの広域的な移動手段が確保できる。
- ・地域住民（特に高齢者）の外出機会の増加につながり、住民の健康福祉の増進、地域の活性化に寄与することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ デマンド型交通対象地域の住民に対し、継続的な事業周知や利用啓発を実施する。 (実施主体：市、運行事業者) ・ 利用者ニーズの把握に努めるため、現在の利用者に対する聞き取り調査等を実施し、利用促進に繋がるよう、ニーズに基づいた運行内容への変更を検討する。 (実施主体：市、運行事業者) ・ 事業者と連携したバス教室の開催や出前講座等を通じて、学校や地域団体等にモビリティマネジメントを実施する。 ※山陽小野田市地域公共交通計画 P 7 1 ～ P 7 2 参照 (実施主体：市、運行事業者) ・ 鉄道や路線バスも含めた市内の公共交通ネットワークが一目で分かるよう、ホームページにおける情報提供の充実を図る。 (実施主体：市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表 1」添付 ○「表 1」添付資料 ①運行系統図 ②厚狭北部地域デマンド型交通運行計画 ③高泊地域デマンド型交通運行計画 ④参考資料（1 回当たりサービス提供時間） ○補助要件の具備 ①要綱別表 7 のハ…別添「厚狭北部地域デマンド型交通運行計画」、「高泊地域デマンド型交通運行計画」参照 ②要綱別表 7 のニ…平成 2 7 年 1 月から 3 月までは周知期間のため、厚狭北部便と並行して運行したが、平成 2 7 年 4 月からは厚狭北部便を減便し、厚狭北部の交通空白時間帯に運行している。 ③要綱別表 7 のホ…前年度に続き本補助金制度を活用するもの
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
市が事業者に運行を委託するため、補助対象経費同額を委託料として市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用者や自治会長へのアンケート調査の実施 ・ 住民ヒアリング（地元住民との意見交換会実施等） 等
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 26 年 3 月 27 日 (第 1 回会議)	・ 山陽小野田市地域公共交通会議の設立について ・ 厚狭北部地域等におけるデマンド交通の実証運行について協議
平成 26 年 6 月 23 日 (第 2 回会議)	・ 山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ・ 厚狭北部便の減便について
平成 26 年 9 月 29 日 (第 3 回会議)	・ 運行事業者決定に伴う、平成 26 年度山陽小野田市生活交通ネットワーク計画の修正について ・ 道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が整っていることの証明について
平成 27 年 3 月 23 日 (第 4 回会議)	・ 山陽小野田市生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について ・ 厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について ・ 厚狭北部便のダイヤ改正について
平成 27 年 6 月 22 日 (第 5 回会議)	・ 山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画について
平成 27 年 7 月 30 日 (第 6 回会議)	・ 厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について
平成 28 年 1 月 12 日 (第 7 回会議)	・ 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について ・ デマンド型交通の目的地（停車場所）の改善について
平成 28 年 2 月 5 日 (第 8 回会議)	・ 山陽小野田市地域公共交通網形成計画骨子案について
平成 28 年 2 月 12 日 (第 9 回会議)	・ 山陽小野田市地域公共交通網形成計画骨子案について
平成 28 年 3 月 29 日 (第 10 回会議)	・ 山陽小野田市地域公共交通網形成計画について ・ 監事について
平成 28 年 4 月 13 日 (第 11 回会議)	・ 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）に関する事業評価について
平成 28 年 6 月 22 日 (第 12 回会議)	・ 山陽小野田市地域内フィーダー系統確保維持計画（生活交通確保維持改善計画）について
平成 28 年 12 月 28 日 (第 13 回会議)	・ 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統補助）に関する事業評価について
平成 29 年 3 月 22 日 (第 14 回会議)	・ 公共交通網の再編について ・ 厚狭北部便（コミュニティバス）の利用状況について ・ 厚狭北部地域デマンド型交通の利用状況について ・ 公共交通網形成計画の目標と現状値について
平成 29 年 7 月 19 日 (第 15 回会議)	・ 地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 厚狭北部便の運行計画について
平成 30 年 1 月 12 日 (第 16 回会議)	・ 市内バス路線の再編について ・ 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（デマンド型交通（地域内フィーダー）の事業評価について

平成 30 年 6 月 28 日 (第 17 回会議)	・ 地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 労災病院への路線バスの乗入（増便）について ・ 公共交通不便地域の考え方について ・ 運転免許証返納者への対応について
平成 30 年 10 月 11 日 (第 18 回会議)	・ 地域内フィーダー系統確保維持計画（※計画内容の変更）について
平成 31 年 2 月 26 日 (第 19 回会議)	・ 山陽小野田市バス路線再編計画について
令和元年 6 月 17 日 (第 20 回会議)	・ 地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 高畑・高泊循環線における江汐公園への乗入開始について
令和 2 年 1 月 8 日 (第 21 回会議)	・ 山陽小野田市地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー系統）に係る事業評価について ・ J R 小野田駅へのバスの乗入について ・ 山陽小野田市地域公共交通網形成計画の期間見直しについて
令和 2 年 5 月 7 日 (第 22 回会議)	・ 地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ J R 小野田駅へのバスの乗入について
令和 2 年 12 月 21 日 (第 23 回会議)	・ 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価（案）について
令和 3 年 6 月 16 日 (第 24 回会議)	・ 地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 山陽小野田市地域公共交通網形成計画の期間見直しについて ・ 高泊地区新規公共交通導入支援事業の実施について
令和 4 年 1 月 11 日 (第 25 回会議)	・ 高畑高泊循環線の見直しについて ・ 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価について
令和 4 年 5 月 30 日 (第 26 回会議)	・ 高泊地区へのデマンド交通の導入について ・ 高畑・高泊循環線の路線等の見直しについて ・ 地域内フィーダー系統確保維持計画について ・ 地域公共交通計画の策定について ・ 山陽小野田市地域公共交通会議設置要綱の改正について ・ 令和 4 年度山陽小野田市地域公共交通会議予算案について ・ 地域公共交通計画策定調査業務の委託について
令和 4 年 8 月 30 日 (第 27 回会議)	・ 高泊地区へのデマンド交通の導入について ・ 高畑・高泊循環線の路線等の見直しについて ・ 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について ・ 地域公共交通計画の策定について

令和4年12月16日 (第28回会議)	・地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）に係る事業評価について ・地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画策定）に係る事業評価について ・山陽小野田市地域公共交通計画の策定について
令和5年1月18日 (第29回会議)	・山陽小野田市地域公共交通計画（素案）について
令和5年3月27日 (第30回会議)	・山陽小野田市地域公共交通計画について ・山陽小野田市地域公共交通計画の具体化について ・コミュニティバス「ねたろう号」、「いとね号」厚狭高校通学便運行ルートの検討について ・令和4年度山陽小野田市地域公共交通会議補正予算（案）について ・宇部市交通局のダイヤ改正について ・デマンド型交通「とまり号」の乗降地点の追加について
令和5年6月2日 (第31回会議)	・令和4年度山陽小野田市地域公共交通会議決算について ・地域内フィーダー系統確保維持計画について ・地域公共交通計画関係事業の進捗について ・地域公共交通活性化再生法の改正について
令和5年8月29日 (第32回会議)	・厚狭北部地域におけるデマンド型交通の運行について ・厚狭高校通学便の新設について ・厚狭北部便の運行について ・JR美祢線の災害対応について ・JRローカル線の利用促進について ・JR厚狭駅における多機能トイレの整備について ・船鉄バス（公園通～理科大前間）の増便について ・企業寄附金を活用したバス停ベンチの整備について ・山口県賃上げ環境整備応援奨励金について
令和6年1月12日 (第33回会議)	・地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）に係る事業評価 ・デマンド型交通（とまり号）の実証運行結果について ・JR美祢線の災害対応について ・JR小野田線の活性化に向けた今後の取組について ・JR小野田線活性化委員会公式SNSの開設について ・子ども市民教育推進事業「鉄道教室」、「バス教室」の開催について ・バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェアの開催について ・サンデン交通の運行計画の変更について
令和6年6月12日 (第34回会議)	・地域間幹線系統確保維持計画（案）について ・山陽小野田市地域公共交通の一部改正について ・地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について ・JR厚狭駅におけるエレベーターの整備について ・JR厚狭駅サイクルピットの設置について ・JR小野田駅のバスロケーションシステムサイネージについて ・ねたろう号の更新について ・さんようおのだミニ面接会の開催について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・平成25年2月～平成25年4月、山陽小野田市まちづくり市民会議「デマンド交通検討部会」を開催（合計6回）し、市民の公共交通手段について協議した。
- ・平成25年12月、自治会長及び民生児童委員へのアンケート調査を実施し、移動ニーズや利用意向等を把握し、運行計画に反映した。
- ・平成26年2月、既存の厚狭北部便の利用者に対して聞き取り調査を実施し、見直しにあたっての意向等を把握した。
- ・平成26年3月、地域公共交通会議の構成員として公募市民が参加した。
- ・平成26年5月、住民説明会を計3回開催した。
- ・平成26年10月～12月 運行エリア内の全26自治会にて利用方法や登録方法について説明会を開催した。
- ・平成27年10月、デマンド型交通について、運行エリア住民を対象にアンケート調査を実施したところ、JR厚狭駅周辺の個人病院への乗り入れの要望があったため、目的地に個人病院を追加できるよう関係機関と協議・調整を開始した。
- ・平成29年2月、運行事業者と意見交換会を実施。運転手から、利用者ニーズや日頃の運行概要について聞き取りを行い、平成29年10月からの運行ダイヤを改正した。
- ・平成29年5月、利用者ニーズの高かった医療機関等への乗り入れについて、運行区域内の医療機関等に対して個別に協力を依頼し、平成29年10月から17箇所（※）を新たな乗降ポイントとして追加した。（※郵便局及び医療機関16箇所）
- ・平成30年7月、現行のデマンド型交通運行区域に近接する公共交通不便地域に対して、ニーズ調査を実施した。
- ・平成30年10月、地域公共交通会議を開催し、平成31年1月4日から運行エリア拡大が承認された。
- ・平成30年11月、追加される運行エリア内の全11自治会にて利用方法や登録方法について説明会を開催した。
- ・平成31年1月、拡大エリアを対象として運行を開始した。
- ・令和元年10月、運行便数を1日6便から1日8便に増便した。
- ・令和2年3月、デマンド型乗合タクシー利用者を対象にアンケート調査を実施した。
- ・令和2年10月、運行事業者の変更に伴い、対象自治会及び利用登録者へ運行案内を広報するとともに、利用登録者から新たな運行事業者に対する要望聴取を実施した。
- ・令和3年2月、現行の運行に関する満足度及び運行ダイヤに関するニーズを把握するため、利用者へアンケート調査を実施した。
- ・令和3年11月、山口大学において、現行のデマンド交通の利用状況や、災害時避難への活用可能性に係るアンケート調査を実施した。
- ・令和3年度から、運行上の課題や利用者ニーズの把握を目的として、毎月1回運行事業者と意見交換を開始した。
- ・令和4年7月から9月にかけて、「とまり号」実証運行に向けて、高泊地区の自治会を対象とした意見交換会や説明会を開催した。
- ・令和4年8月、地域公共交通会議を開催し、令和4年10月1日から、新たに高泊地域における運行が承認された。
- ・令和5年3月から4月にかけて、「殿様号」、「姫様号」利用登録者、「とまり号」利用者を対象にアンケート調査を実施した。
- ・令和5年5月、「とまり号」本格運行に向けて、高泊地区の自治会を対象に、実証運行の振り返りを目的とした意見交換会を開催した。
- ・令和5年8月、地域公共交通会議を開催し、令和5年10月からの「殿様号」、「姫様号」の運行エリア拡大が承認された。
- ・令和5年10月1日、「殿様号」、「姫様号」の拡大エリアを対象として運行を開始し、「とまり号」の本格運行を開始した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山口県山陽小野田市日の出一丁目 1 - 1

(所 属) 山陽小野田市経済部商工労働課

(氏 名) 中村 宏

(電 話) 0836-82-1156

(e-mail) shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山陽小野 田市	小野田第一交通 株式会社	(1) 厚狭北部地域デマンド1		厚狭北 部地域		往 km 復 km	141日	1,128回		区域運行	①	・補助対象地域間系統と接続(船木 鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統 と厚狭駅停留所にて接続) ・乗継に適したダイヤの設定	③
	小野田第一交通 株式会社	(2) 厚狭北部地域デマンド2		厚狭北 部地域		往 km 復 km	141日	1,128回		区域運行	①	・補助対象地域間系統と接続(船木 鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統 と厚狭駅停留所にて接続) ・乗継に適したダイヤの設定	③
	小野田第一交通 株式会社	(3) 高泊地域デマンド		高泊地 域		往 km 復 km	141日	1,974回		区域運行	①	・補助対象地域間系統と接続(船木 鉄道(株):厚狭駅~宇部中央系統 と山陽小野田市役所停留所にて接 続) ・乗継に適した豊富な運行便数の設 定	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

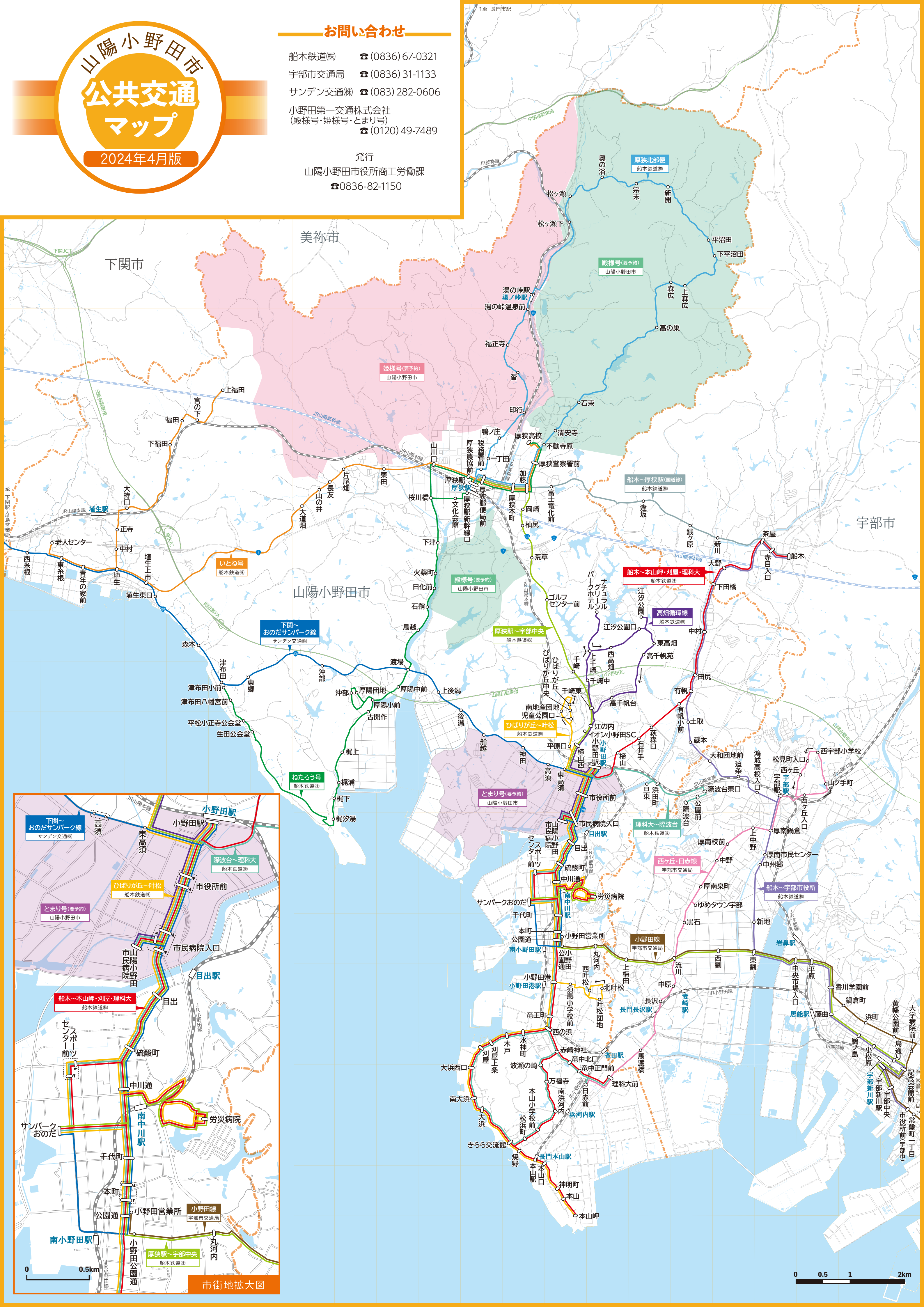
山陽小野田市 公共交通 マップ

2024年4月版

お問い合わせ

船木鉄道㈱ ☎(0836) 67-0321
宇部市交通局 ☎(0836) 31-1133
サンデン交通㈱ ☎(083) 282-0606
小野田第一交通株式会社
(殿様号・姫様号・とまり号)
☎(0120) 49-7489

発行
山陽小野田市役所商工労働課
☎0836-82-1150



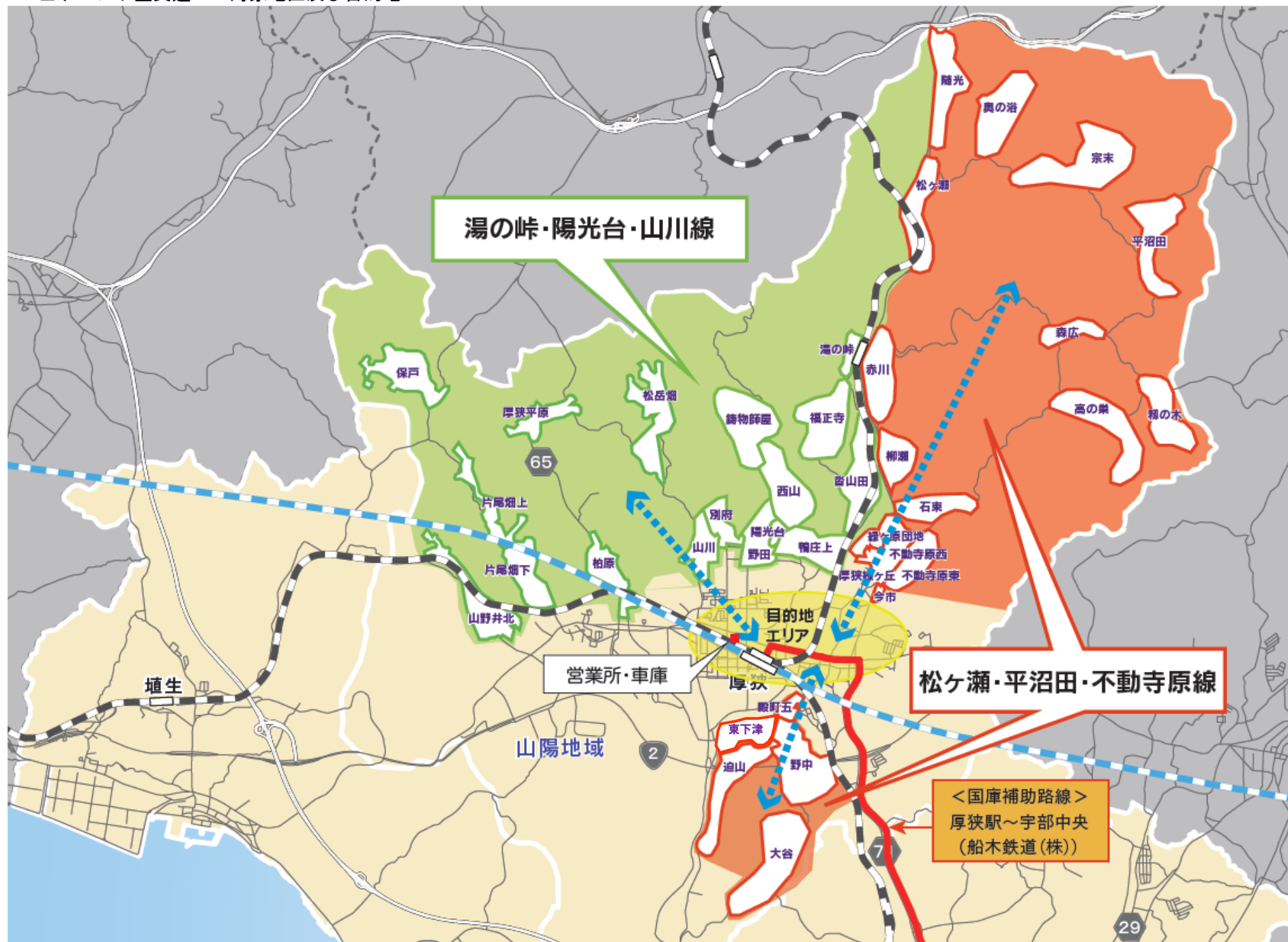
運行系統の概要一覧

令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画

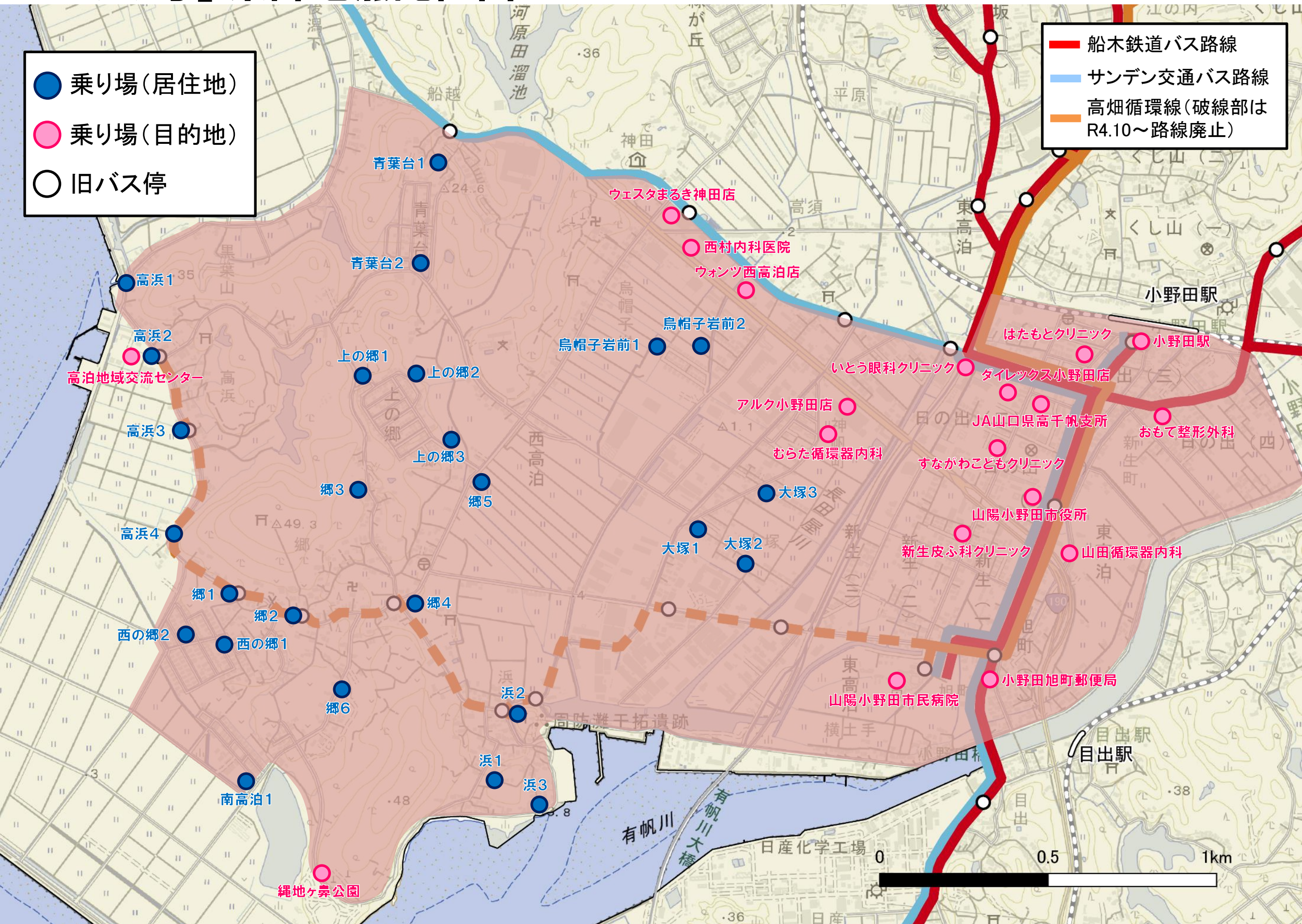
申請 番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数／日	運行キロ程又は サービス提供時間	結節点(バス停・駅・港等)	運行態様	備考
1	小野田第一交通株式会社	松ヶ瀬・平沼田 ・不動寺原線	厚狭北部1	月水金(祝日、12/29～1/3運休)	8回／日	1時間	補助対象地域間幹線系統 と接続(船木鉄道(株):厚 狭駅～宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続)	区域運行 (デマンド型)	
2	小野田第一交通株式会社	湯ノ峠・陽光台 ・山川線	厚狭北部2	月水金(祝日、12/29～1/3運休)	8回／日	1時間	補助対象地域間幹線系統 と接続(船木鉄道(株):厚 狭駅～宇部中央系統と厚 狭駅停留所にて接続)	区域運行 (デマンド型)	
3	小野田第一交通株式会社	高泊線	高泊	月水金(祝日、12/29～1/3運休)	14回／日	1時間	補助対象地域間幹線系統 と接続(船木鉄道(株):厚 狭駅～宇部中央系統と山 陽小野田市役所停留所にて 接続)	区域運行 (デマンド型)	

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

■デマンド型交通 一対象地区及び目的地一



「とまり号」乗降地点配置図



(参考資料) 1回当たりのサービス提供時間

【厚狭北部地域】
エリア① サービス提供時間 8:00～16:30

7:30		8:00		8:40		9:00		9:40		10:20		10:30		11:10		11:30		12:10		12:30		13:10		13:30		14:10		14:30		15:10		15:30		16:10		16:40	
車庫	回送 30分	1便 大谷～厚狭駅 (40分)		回送 10分	待機 10分	2便 柳瀬～厚狭駅 (40分)		休憩 40分		待機 10分	3便 厚狭駅～大谷 (40分)		休憩 10分	待機 10分	4便 柳瀬～厚狭駅 (40分)		休憩 20分		5便 厚狭駅～柳瀬 (40分)		休憩 10分	待機 10分	6便 柳瀬～厚狭駅 (40分)		休憩 10分	待機 10分	7便 厚狭駅～柳瀬 (40分)		回送 10分	待機 10分	8便 厚狭駅～柳瀬 (40分)		回送 30分	車庫			

実運行時間 40分×8便+回送時間(10分×2回+30分×2回)=400分
待機時間 60分
1回当たりの平均実運行時間 実運行時間 400分÷運行回数8回=50分
<1回当たりのサービス提供時間>
1回当たりの平均実運行時間(50分)+(1日当たりの平均待機時間(60分)÷1日当たりの運行回数(8回))=58分≒1時間

エリア② サービス提供時間 8:00～16:30

7:30		8:00		8:40		9:00		9:40		10:20		10:30		11:10		11:30		12:10		12:30		13:10		13:30		14:10		14:30		15:10		15:30		16:10		16:40	
車庫	回送 30分	1便 湯の峠～厚狭駅 (40分)		回送 10分	待機 10分	2便 湯の峠～厚狭駅 (40分)		休憩 40分		待機 10分	3便 厚狭駅～湯の峠 (40分)		休憩 10分	待機 10分	4便 湯の峠～厚狭駅 (40分)		休憩 20分		5便 厚狭駅～湯の峠 (40分)		休憩 10分	待機 10分	6便 湯の峠～厚狭駅 (40分)		休憩 10分	待機 10分	7便 厚狭駅～湯の峠 (40分)		回送 10分	待機 10分	8便 厚狭駅～湯の峠 (40分)		回送 30分	車庫			

実運行時間 40分×8便+回送時間(10分×2回+30分×2回)=400分
待機時間 60分
1回当たりの平均実運行時間 実運行時間 400分÷運行回数8回=50分
<1回当たりのサービス提供時間>
1回当たりの平均実運行時間(50分)+(1日当たりの平均待機時間(60分)÷1日当たりの運行回数(8回))=58分≒1時間

(参考資料) 1回当たりのサービス提供時間

【高泊地域】

サービス提供時間 8:00～14:30(上り) 9:00～15:30(下り)

【上り(居住地→目的地)】

	7:45	8:00		8:30	9:00		9:30	10:00		10:30	11:00		11:30	12:00		12:30	13:00		13:30	14:00		14:30	14:45
車庫	回送 15分	1便 (30分)	回送 15分	待機 15分	2便 (30分)	回送 15分	待機 15分	3便 (30分)	回送 15分	待機 15分	4便 (30分)	回送 15分	待機 15分	5便 (30分)	回送 15分	待機 15分	6便 (30分)	回送 15分	待機 15分	7便 (30分)	回送 15分	車庫	

【下り(居住地→目的地)】

	8:45	9:00		9:30	10:00		10:30	11:00		11:30	12:00		12:30	13:00		13:30	14:00		14:30	15:00		15:30	15:45
車庫	回送 15分	1便 (30分)	回送 15分	待機 15分	2便 (30分)	回送 15分	待機 15分	3便 (30分)	回送 15分	待機 15分	4便 (30分)	回送 15分	待機 15分	5便 (30分)	回送 15分	待機 15分	6便 (30分)	回送 15分	待機 15分	7便 (30分)	回送 15分	車庫	

実運行時間 $30分 \times 7便 \times 2(上下) + 回送時間(15分 \times 8回 \times 2) = 660分$

待機時間 $15分 \times 6回 \times 2 = 180分$

1回当たりの平均実運行時間 実運行時間660分 ÷ 運行回数14回 = 47分

<1回当たりのサービス提供時間>

$1回当たりの平均実運行時間(47分) + (1日当たりの平均待機時間(180分) \div 1日当たりの運行回数(14回)) \div 60分$

※当デマンド型乗合タクシーは、複数のドライバーが適宜交代して運行し、適切に休憩時間を確保する。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山陽小野田市
-------	--------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	44,226
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

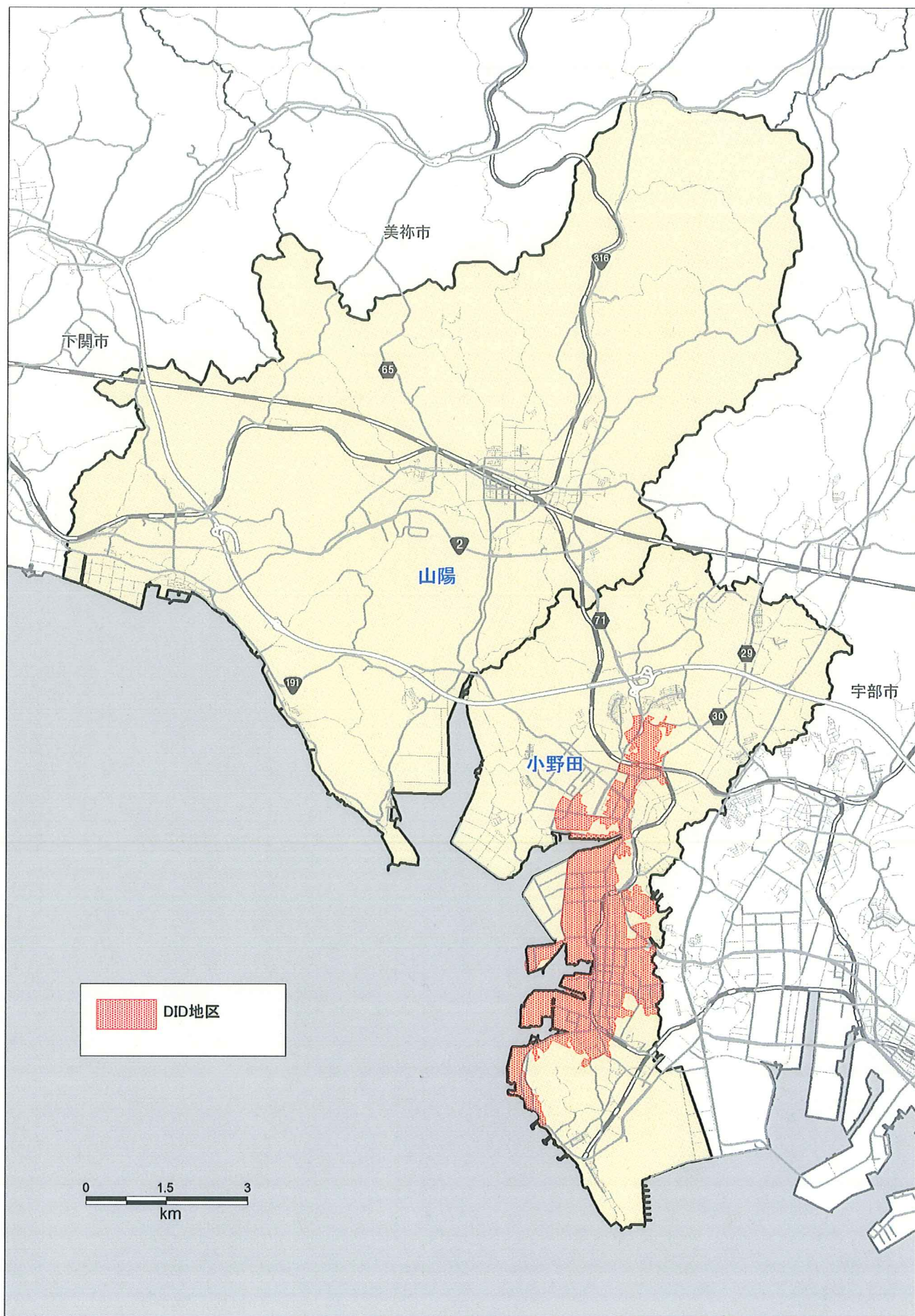
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山陽小野田市 地域公共交通計画	令和5年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）



厚狭北部地域デマンド型交通運行計画

1. 目的

- ・高齢者等、マイカーを自由に利用できない人の日常生活（通院、買い物等）における移動手段の確保
- ・地域内に存在する、一定の需要が見込めるものの既存バス路線から離れた交通不便地域に対する移動手段の確保

2. 事業主体

山陽小野田市

3. 運行主体

小野田第一交通株式会社

（道路運送法第4条における一般乗合旅客自動車運送事業許可取得事業者）

4. 実証運行期間・本格運行

実証運行期間 平成27年1月5日～平成27年9月30日

本格運行 平成27年10月～

5. 対象エリア・対象者

次の38自治会の範囲内に居住する住民のうち、事前に利用登録を行った者を利用対象者とする。

<対象エリア>

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線

柳瀬、赤川、松ヶ瀬、随光、奥の浴、宗末、平沼田、森広、高の巣、粃の木、石束、不動寺原西、不動寺原東、緑ヶ原団地、厚狭緑ヶ丘、今市、殿町五、東下津、迫山、野中、大谷

湯の峠・陽光台・山川線

湯の峠、福正寺、沓山田、鴨庄上、西山、鋳物師屋、陽光台、野田、別府、山川、松岳畑、柏原、厚狭平原、片尾畑上、片尾畑下、山野井北、保戸

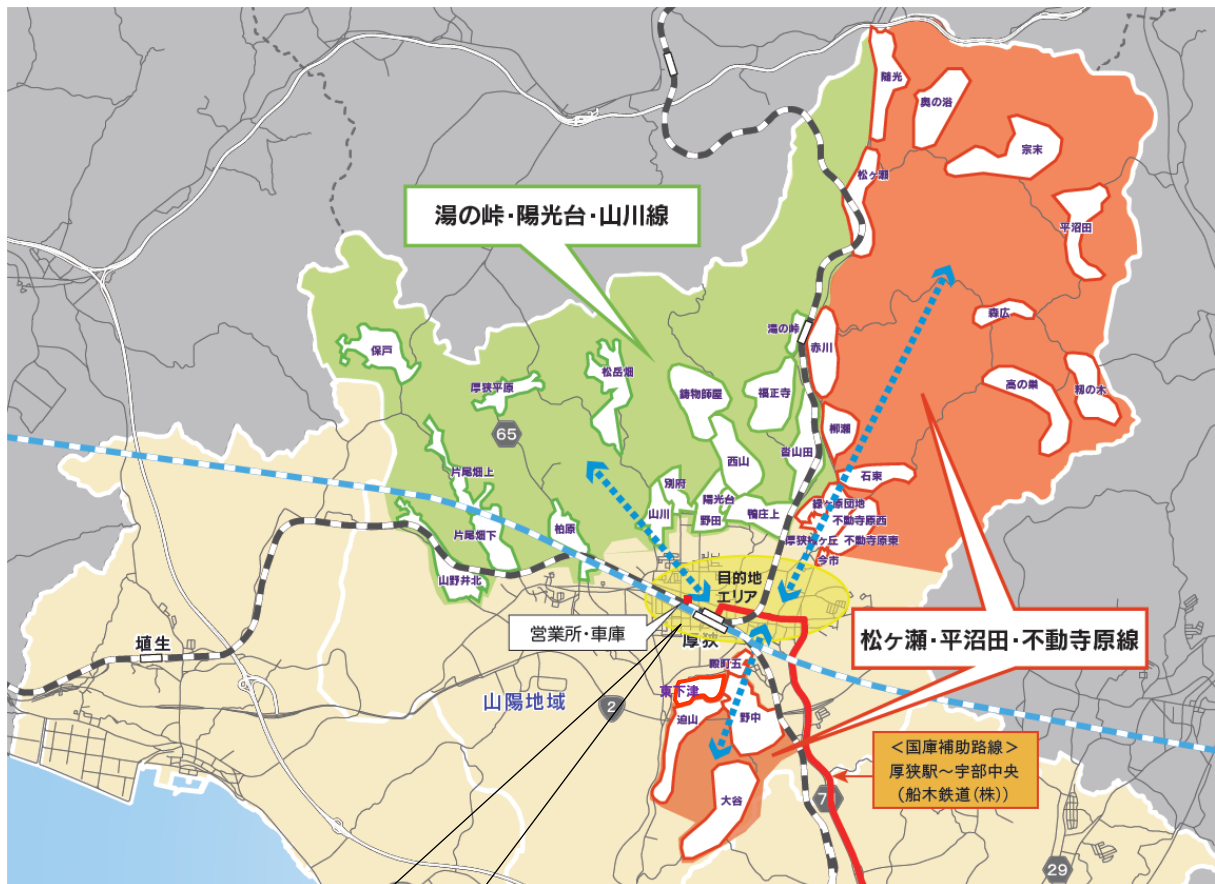
<目的地側の乗降場所>

別表にて示すとおり

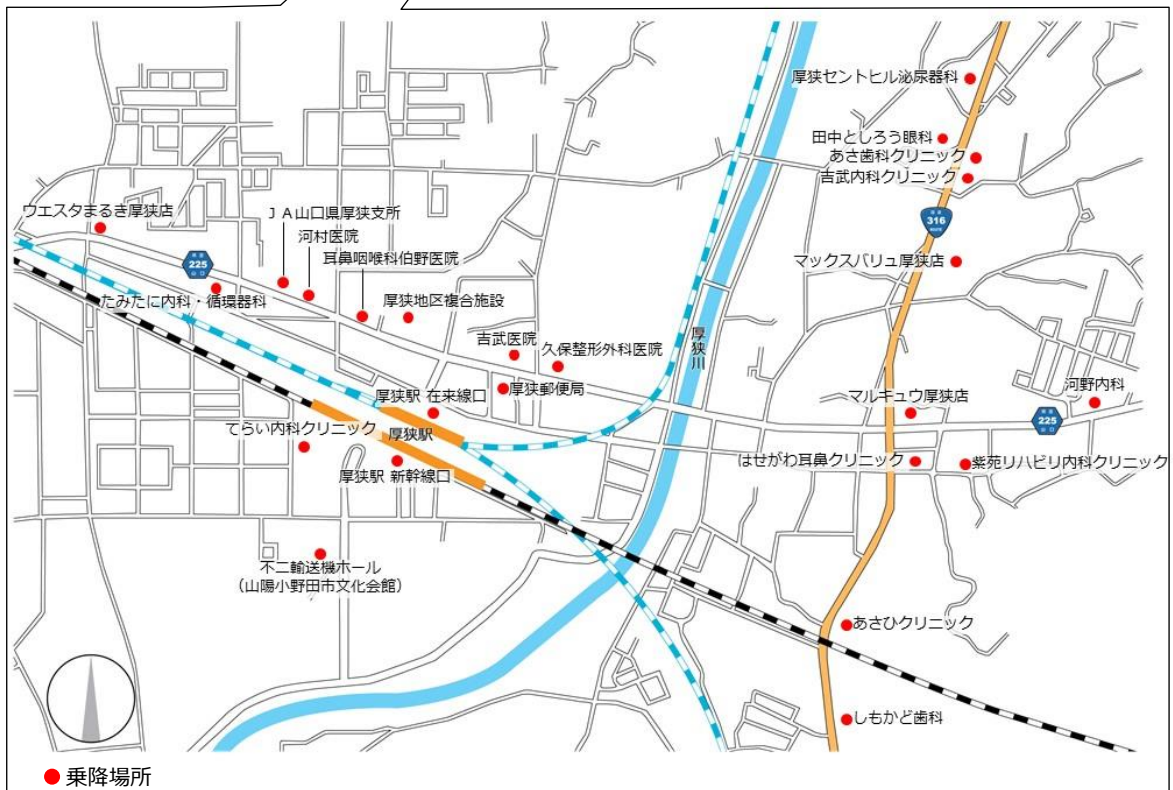
【別表】

デマンド型交通乗降場所	
1	厚狭駅（在来線口）
2	厚狭駅（新幹線口）
3	厚狭地区複合施設
4	不二輸送機ホール（山陽小野田市文化会館）
5	マックスバリュ厚狭店
6	ウエスタまるき厚狭店
7	J A山口県厚狭支店
8	丸久厚狭店
9	厚狭郵便局
1 0	あさ歯科クリニック
1 1	厚狭セントヒル泌尿器科
1 2	あさひクリニック
1 3	河野内科
1 4	河村医院
1 5	久保整形外科医院
1 6	紫苑リハビリ内科クリニック
1 7	しもかど歯科
1 8	田中としろう眼科
1 9	たみたに内科・循環器科
2 0	てらい内科クリニック
2 1	耳鼻咽喉科伯野医院
2 2	はせがわ耳鼻クリニック
2 3	吉武医院
2 4	吉武内科クリニック

【対象エリア図】



目的地側乗降場所



6. サービス内容

①運行形態

予約乗合（デマンド）型 ※ドア・ツー・ドア方式（基本ダイヤあり）

②運行日 月・水・金曜日（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）

③運行便数 4往復／1日

松ヶ瀬・平沼田・不動寺原線 ※予約状況に応じて、経路①、②を効率的に運行

○経路①

上り

	1 便	2 便	3 便	4 便
柳瀬	8:00	9:00	11:30	13:30
随光	↓	↓	↓	↓
粂の木				
今市				
厚狭地域 中心部	↓	↓	↓	↓

下り

	1 便	2 便	3 便	4 便
厚狭地域 中心部	10:30	12:30	14:30	15:30
今市	↓	↓	↓	↓
粂の木				
随光	↓	↓	↓	↓
柳瀬	↓	↓	↓	↓

○経路②

上り

	1 便	2 便	3 便	4 便
大谷	8:00	9:00	11:30	13:30
野中	↓	↓	↓	↓
殿町五				
厚狭地域 中心部	↓	↓	↓	↓

下り

	1 便	2 便	3 便	4 便
厚狭地域 中心部	10:30	12:30	14:30	15:30
殿町五	↓	↓	↓	↓
野中				
大谷	↓	↓	↓	↓

湯の峠・陽光台・山川線

上り

	1 便	2 便	3 便	4 便
湯の峠	8:00	9:00	11:30	13:30
鴨庄上	↓	↓	↓	↓
鋳物師屋				
山川	↓	↓	↓	↓
厚狭地域 中心部	↓	↓	↓	↓

下り

	1 便	2 便	3 便	4 便
厚狭地域 中心部	10:30	12:30	14:30	15:30
山川	↓	↓	↓	↓
鋳物師屋				
鴨庄上	↓	↓	↓	↓
湯の峠	↓	↓	↓	↓

④運行車両

- ・運行事業者所有の 10 人乗りジャンボタクシー車両で運行することを基本とするが、事業者が自社の営業で当該車両を使用する予定がある日は、セダntaxi 車両（複数）で運行する。
- ・便ごとの予約者数が基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダntaxi 車両）で続行便を運行する。
- ・事故等緊急時の対応のため、事業用の車両を確保する（基本車両 1 台、他 予備車両 5 台確保）。

表 運行車両のイメージ

基本車両（1 台目）		追加車両（予約人数が基本車両の乗車定員を超える場合）	
ジャンボ		セダン	
ジャンボ		セダン	

⑤運賃

1 乗車 300 円

※利用促進策として回数券を発行する

<割引等>

- ・1 歳未満は無料
- ・1 歳以上小学生以下は 150 円
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、及びこれらの者を介助する者は 150 円

<回数券>

- ・300 円×11 枚綴り（販売価格：3,000 円）
- ・150 円×11 枚綴り（販売価格：1,500 円）

⑥予約受付時間、各便の予約締切時間

- ・予約受付時間は 7 時～17 時
- ・各便の予約締切は運行開始の 30 分前

例) 9 : 00 運行開始の便 → 当日 8 : 30 が予約締切

高泊地域デマンド型交通運行計画

1 目的

- ・マイカーを自由に利用できない方の日常生活（買い物、通院等）における移動手段の確保
- ・既存のコミュニティバス高畑・高泊循環線ではカバーできない周辺地区（西の郷、上の郷、青葉台等）への移動手段確保
- ・既存のコミュニティバス高畑・高泊循環線ではアクセスできない目的地（国道 190 号沿線の商業施設、医療機関等）への移動手段確保

2 事業主体

山陽小野田市

3 運行主体

小野田第一交通株式会社

（道路運送法第 4 条における一般乗合旅客自動車運送事業許可取得事業者）

4 運行期間

実証運行 令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日

本格運行 令和 5 年 10 月～

5 対象エリア・対象者

コミュニティバス「高畑・高泊循環線」の高泊地区沿線とその周辺
（地区外からの来訪者の利用を妨げない）

詳細は、別添「高泊地区デマンド型交通乗降地点（案）」のとおり

【乗降地点設置自治会（9 自治会）】

浜、郷、西の郷、上の郷、青葉台、南高泊、高浜、烏帽子岩前、大塚

<目的地側の乗降場所>

別表のとおり

【別表】

デマンド型交通乗降地点		
1	居住地	浜 1
2	居住地	浜 2
3	居住地	浜 3
4	居住地	郷 1
5	居住地	郷 2
6	居住地	郷 3
7	居住地	郷 4
8	居住地	郷 5
9	居住地	西の郷 1
1 0	居住地	西の郷 2
1 1	居住地	上の郷 1
1 2	居住地	上の郷 2
1 3	居住地	上の郷 3
1 4	居住地	青葉台 1
1 5	居住地	青葉台 2
1 6	居住地	南高泊 1
1 7	居住地	高浜 1
1 8	居住地	高浜 2
1 9	居住地	高浜 3
2 0	居住地	高浜 4
2 1	居住地	烏帽子岩前 1
2 2	居住地	烏帽子岩前 2
2 3	居住地	大塚 1
2 4	居住地	大塚 2
2 5	居住地	大塚 3
2 6	目的地	縄地ヶ鼻公園
2 7	目的地	ウェスタまるき神田店
2 8	目的地	西村内科医院
2 9	目的地	ウォンツ西高泊店

3 0	目的地	アルク小野田店
3 1	目的地	むらた循環器内科
3 2	目的地	いとう眼科クリニック
3 3	目的地	ダイレックス小野田店
3 4	目的地	小野田駅
3 5	目的地	はたもとクリニック
3 6	目的地	J A山口宇部高千帆支所
3 7	目的地	おもて整形外科
3 8	目的地	すながわこどもクリニック
3 9	目的地	山陽小野田市役所
4 0	目的地	新生皮ふ科クリニック
4 1	目的地	山田循環器内科
4 2	目的地	山陽小野田市民病院
4 3	目的地	小野田旭町郵便局
4 4	目的地	ダイレックス小野田店

6 サービス内容

(1) 運行形態

予約乗合（デマンド）型 ※ミーティングポイント方式

(2) 運行日

月・水・金曜日（年末年始 12/29～1/3、祝日は運休）

(3) 運行便数

14 便／日（上下各 7 便）

〔上り〕 8 時台、9 時台、10 時台、11 時台、12 時台、13 時台、14 時台

〔下り〕 9 時台、10 時台、11 時台、12 時台、13 時台、14 時台、15 時台

(4) 乗降地点への送迎時刻（目安）

便名	8 時便	9 時便	10 時便	11 時便	12 時便	13 時便	14 時便	15 時便
運行開始時刻	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00
迎え時刻	8:00 ～8:15	9:00 ～9:15	10:00 ～10:15	11:00 ～11:15	12:00 ～12:15	13:00 ～13:15	14:00 ～14:15	15:00 ～15:15
送り時刻	8:15 ～8:30	9:15 ～9:30	10:15 ～10:30	11:15 ～11:30	12:15 ～12:30	13:15 ～13:30	14:15 ～14:30	15:15 ～15:30

※8 時便は上りのみ、15 時便は下りのみ設定。

(5) 運行車両

- ・運行事業者所有のセダntaxi車両（複数）で運行
- ・車体に「区域乗合」のマグネットシートを貼付し、助手席側に「デマンドタクシー」と認識できる表示板を掲示
- ・乗車定員は、円滑かつスピーディな送迎の観点から、利用者 3 名まで（／台）に設定
- ・便ごとの予約者数が、基本車両の乗車定員を上回る場合は、追加車両（セダntaxi車両）を運行
- ・同時間帯での多数の予約への送迎や運転士の適切な休憩時間の確保、事故・災害等緊急時における機動的な対応等のため、基本車両、追加車両に加え、予備車両も含めて計 30 台での運行体制を確保



(6) 運賃

1 乗車 300 円（1 名 1 回あたり）

※利用促進策として回数券を設定

<割引等>

- ・1 歳未満は無料
- ・1 歳以上小学生以下は 150 円

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、及びこれらの方を介助する方は 150 円

＜回数券＞

- ・ 300 円×11 枚綴り（販売価格：3,000 円）
- ・ 150 円×11 枚綴り（販売価格：1,500 円）

（7）予約受付時間、各便の予約締切時間

- ・ 24 時間 365 日体制で予約受付を実施
- ・ 各便の予約締切は運行開始の 30 分前に設定

例) 9:00 運行開始の便 → 当日 8:30 が予約締切

- ・ 電話に加え、インターネットブラウザ（アプリ）での予約受付も実施
※アプリでの予約の場合、所定の乗降地点への到着時刻を事前にショートメッセージで通知
- ・ AI の活用により、同時間帯での複数の予約に対しても、短時間で最適なルート編成～配車指示～回送を実現

＜運行例＞

上り便			便名	下り便		
8 時便	9 時便	10 時便		9 時便	10 時便	11 時便
7:30	8:30	9:30	予約締切	8:30	9:30	10:30
8:00	9:00	10:00	運行開始時刻	9:00	10:00	11:00
8:00～ 8:15 ↓	9:00～ 9:15 ↓	10:00～ 10:15 ↓	乗降地点 A	↑	↑	↑
			乗降地点 B	↑	↑	↑
			乗降地点 C	↑	↑	↑
↓	↓	↓	目的地 A	9:00～ 9:15	10:00～ 10:15	11:00～ 11:15
			目的地 B			
			目的地 C			

「とまり号」乗降地点配置図

● 乗り場(居住地)

● 乗り場(目的地)

○ 旧バス停

船木鉄道バス路線

サンデン交通バス路線

高畑循環線(破線部はR4.10～路線廃止)

